

公用車の貸出し制度を開始します



武雄市では市民の皆さんのボランティア活動等を応援する為、平成18年11月1日から公用車の貸出し制度を始めます。

貸出し対象

ボランティア団体等が行う公益的活動で、荷物・道具等の運搬を伴うもの

- PTAや自治会等が行う公益的施設（学校や公園等）の清掃活動や廃品回収
- 防災、防犯、非行防止、青少年活動等の市施策への自主的参加活動
- 体育協会、スポーツ大会、イベント等（非営利のものに限る）
- その他市長が必要と認める公益的な事業

貸出しする公用車

武雄市役所・山内支所・北方支所が管理する公用車のうち、トラック、軽トラック、ライトバン

貸出し期間等

- 平成18年11月1日から開始します。貸出しを希望する日の7日前までに申し込み下さい。
- 12月29日から翌年1月3日までを除く日で、市役所閉庁日の午前8時30分から午後5時を原則とします。

使用上の注意

- (1) 使用中はボランティア活動中であることを示すステッカーを車両に貼ってください。ステッカーはお貸しします。
- (2) 事故が発生した場合、市が加入している保険の範囲内で対応します。保険による補償を超える分については使用者で負担してください。
- (3) 市が加入している保険には運転者及び同乗者の負傷に対する保険が含まれていませんので、運転者及び同乗者の保険については使用者の負担及び責任で対応してください。
- (4) 公用車の使用にかかる諸費用（給油や高速料金等）については使用者の負担となります。汚れた場合は清掃して返却下さい。
- (5) 公用での使用を優先しますので、希望される車両を貸出しできなかつたり、急な災害対策のために貸し出し許可をとりけすことがありますのでご了承ください。

武雄市では、市の事業の一環と認められる行事（大会や研修）等に10名以上で参加される場合、市有のマイクロバス（3台）による送迎を行っています。

- ・市の事業の一環となりますので、原則として市職員の同行が条件となります。
- ・車両のみの貸出しはいたしません。また、旅行や親睦会等にはご利用いただけません。
- ・高速料金や駐車料金等は原則として使用者負担となります。
- ・詳細については下記までお問い合わせください。

申し込み・お問い合わせ

武雄市役所財政課管財係	0954-23-9320
山内支所総務課総務係	0954-45-2511
北方支所総務課総務係	0954-36-2511



担当：小松